## ◎警察法の一部を改正する法律

(令和四年三月三一日法律第六号)

一、提案理由(令和四年二月二五日·衆議院内閣委員会)

○二之湯国務大臣 ただいま議題となりました警察法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近におけるサイバーセキュリティーに対する脅威の深刻化に鑑み、 国家公安委員会及び警察庁の所掌事務に重大サイバー事案に対処するための警察の活動 に関する事務等を追加するとともに、警察庁が当該活動を行う場合における広域組織犯 罪等に対処するための措置に関する規定を整備するほか、警察庁の組織について、サイ バー警察局を設置する等の改正を行うことをその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する規定等の整備であります。

その一は、サイバーセキュリティーが害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案をサイバー事案と、当該事案のうち一定の重大なものを重大サイバー事案と位置づけ、国家公安委員会及び警察庁の所掌事務に重大サイバー事案に対処するための警察の態勢に関する事務及び重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務を追加するものであります。

その二は、関東管区警察局に、全国を管轄区域として、警察庁の所掌事務のうち重大 サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務を分掌させるものであります。

その三は、広域組織犯罪等に対処するための措置に関して、警察庁と都道府県警察が 重大サイバー事案について行う共同処理に関する規定及び重大サイバー事案の処理に関 して警察庁に派遣された都道府県警察の警察官の職権に関する規定を設けるものであり ます。

第二は、警察庁の組織について、サイバー警察局を設置し、その所掌事務としてサイバー事案に関する警察に関する事務等を定めるとともに、情報通信局を廃止し、長官官房の所掌事務に警察通信に関する事務等を追加するものであります。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行日は、令和四年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

## **二、衆議院内閣委員長報告**(令和四年三月三日)

○上野賢一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における 審査の経過及び結果を御報告申し上げます。 本案は、最近におけるサイバーセキュリティーに対する脅威の深刻化に鑑み、国家公安委員会及び警察庁の所掌事務に重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務等を追加するとともに、関東管区警察局に、全国を管轄区域として、警察庁の所掌事務のうち重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務を分掌させるほか、警察庁にサイバー警察局を設置する等の改正を行うものであります。

本案は、去る二月二十四日本委員会に付託され、翌二十五日二之湯国家公安委員会委員長から趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、三月二日に質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。 以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(令和四年三月二日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なき を期すべきである。

- 一 重大サイバー事案に対処し、国民の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を 守るため、万全の対策を講ずるとともに国民への適切な情報提供に取り組むこと。
- 二 重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等を行うに当たっては、プライバシーの権利、 通信の秘密等の基本的人権を不当に侵害しないようにすること。
- 三 重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等に関する国民からの苦情申出に対しては真摯 に対応すること。また、国家公安委員会に対する苦情申出制度について、国民に十分 周知すること。
- 四 重大サイバー事案の対象となる重要インフラ等については、具体的かつ明確に示す こと。
- 五 国境を越えた重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等を効果的に行うため、諸外国及 び国際機関との緊密な協力関係を構築するとともに、国際共同捜査に積極的に参画す ること。
- 六 サイバー事案に適確に対処するため、警察庁及び都道府県警察において、高度専門 人材を十分に確保するとともに、民間の技術や知見も活用すること。なお、民間の技 術や知見の活用に当たっては、捜査情報等が漏えいすることのないよう情報管理を徹 底すること。
- 七 サイバー警察局及びサイバー特別捜査隊の創設に当たっては、サイバー事案に係る 犯罪に関する都道府県警察の捜査能力が低下することのないよう配慮するとともに、 都道府県警察の捜査能力をさらに向上させるため、必要な措置を講ずること。
- 八 サイバー事案に係る犯罪を未然に防止するとともに被害を最小化するため、犯罪の 手口及び対処技術について関係省庁、都道府県警察、事業者等との情報共有を行うこ と。

## **三、参議院内閣委員長報告**(令和四年三月三○日)

○徳茂雅之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近におけるサイバーセキュリティーに対する脅威の深刻化に鑑み、国家公安委員会及び警察庁の所掌事務に重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務等を追加するとともに、警察庁が当該活動を行う場合における広域組織犯罪等に対処するための措置に関する規定を整備するほか、警察庁の組織について、サイバー警察局を設置する等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、国境を越えた重大サイバー事案への対応、重大サイバー事案 の内容及び捜査等の在り方、国家公安委員会による警察庁の厳正な管理等について質疑 が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の田村委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いた しました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附带決議(令和四年三月二九日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 重大サイバー事案に対処し、国民の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を 守るため、万全の対策を講ずるとともに国民への適切な情報提供に取り組むこと。
- 二 重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等を行うに当たっては、プライバシーの権利、 通信の秘密の保護を始めとした国民の権利と自由を不当に侵害しないよう徹底するこ と。特に、警察庁による重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等が新たに行われること に鑑み、警察に対する国民の信頼を十分に確保し、警察行政の民主的管理と運営を徹 底するため、国家公安委員会は、法令に基づく適切な捜査等の実施及び警察官の適正 な教育が実現されるよう、警察庁を厳正に管理監督すること。
- 三 重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等に関する国民からの苦情申出に対しては真摯に対応すること。また、国家公安委員会に対する苦情申出制度については、国民に十分周知するとともに、苦情申出に適切・迅速に対応できる体制を整備すること。さらに、電子メール等の活用を含め、苦情申出を行いやすくするため、制度の内容や運用の見直しについても積極的に検討し、必要な措置を講ずること。
- 四 重大サイバー事案の対象となる重要インフラ等については、具体的かつ明確に示す とともに、今後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、不断に見直すこと。
- 五 国境を越えた重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等を効果的に行うため、諸外国及 び国際機関との緊密な協力関係を構築するとともに、国際共同捜査に積極的に参画す

ること。

- 六 サイバー事案に適確に対処するため、警察庁及び都道府県警察において、高度専門 人材を十分に育成・確保するとともに、民間の技術や知見も活用すること。なお、民 間の技術や知見の活用に当たっては、捜査情報等が漏えいすることのないよう情報管 理を徹底すること。
- 七 サイバー警察局及びサイバー特別捜査隊の創設に当たっては、サイバー事案に係る 犯罪に関する都道府県警察の捜査能力が低下することのないよう配慮するとともに、 都道府県警察の捜査能力を更に向上させるため、必要な措置を講ずること。
- 八 サイバー事案に係る犯罪を未然に防止するとともに被害を最小化するため、犯罪の 手口及び対処技術について関係省庁、都道府県警察、事業者等との情報共有を行うこ と。

右決議する。